

監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成26年2月21日

新潟県監査委員	野	上	信	子
新潟県監査委員	小	林	林	一
新潟県監査委員	桜	井	甚	一
新潟県監査委員	石	上	和	男

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所 (略)

氏名 服部 町子

2 請求の要旨

(1) 平成25年2月25日付け林第1002号平成24年度民有林造林事業（平成23年度予算繰越分）補助金の交付決定について（通知）により、東蒲原郡森林組合長あてに県知事名で、新潟県補助金等交付規則第4条の規定により、補助金決定の通知が出されている。

これは、平成24年12月20日付け東蒲森第291-2号平成24年度民有林造林事業（平成23年度予算繰越分）補助金交付申請書（森林環境保全整備事業）が、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所経由で申請されたものに対するものである。

(2) しかし、事業計画書、添付契約書（森林所有者、同意書類）は虚偽のものであり、正しく認められるに値しないものである。結果的には、文書に全く記載されていない東蒲原郡森林組合長所有の森林整備にのみ補助金が流用されることになり、森林環境保全整備としての補助金の目的とは異なるからである。

(3) 以上により、補助金の取消しを求める。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成25年12月27日をもってこれを受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成26年1月31日、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

第3 監査の実施

1 監査の対象

請求書及びこれに添付された事実証明書から、平成25年2月25日付け林第1002号「平成24年度民有林造林事業（平成24年度予算繰越分）補助金の交付決定について（通知）」の補助金査定調書に記載されている森林作業道（以下「本件作業道」という。）に係る補助金（以下「本件補助金」という。）を監査の対象とした。

2 監査対象機関

林政課

第4 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は次のとおりである。

1 事実関係の確認

(1) 本件補助金に係る事業の趣旨、目的、事業内容等

ア 趣旨、目的

本件補助金に係る森林作業道の整備は、新潟県民有林造林事業（森林環境保全整備事業のうち森林環境保全直接支援事業）として行われたものである。

森林環境保全整備事業の趣旨は、国の要綱で、次のように規定されている。

「森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。

このため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。」

イ 事業内容

(ア) 森林環境保全整備事業のうち森林環境保全直接支援事業の内容については、利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となっ

た森林作業道（継続的に使用され、かつ、県が作成した作業道作設指針に適合する作業道の開設及び改良であって、間伐等の施業と一体的に実施され、かつ、事前計画（後掲「(2)ア(エ)」参照）に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるもの）の開設等とされている。

- (イ) 森林作業道の開設については、当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができることとされており、「一定期間」とは国の通知で作業道開設日を基準として2年とされている。

ウ 事業主体

森林所有者、森林組合等が事業主体となることができ、本件補助金では、東蒲原郡森林組合が事業主体となっている。

なお、森林作業道の開設及び改良の事業主体は、当該森林作業道と一体的に行うべき事業の事業主体と異なっても差し支えないものとされている。

エ 補助率

4/10（うち国3/10、県1/10）

(2) 本件補助金の交付手続

ア 事業計画等

本件補助金については、補助金の交付申請に当たり、以下の事業計画等が作成等されていることが必要である。

(ア) 特定間伐等促進計画

本件補助金に係る森林作業道は、平成24年4月阿賀町策定の「特定間伐等促進計画（変更）」に位置づけられており、108林班6小班4.27ヘクタールを対象として一体的な間伐を実施する計画となっている。

(イ) 森林環境保全整備事業計画

知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制などを把握したうえで、市町村森林整備計画の達成に資するものとして、森林環境保全直接支援事業等についての森林環境保全整備事業計画を作成し、林野庁長官の承認を得るものとされており、本件補助金に関しては、平成23年4月1日付けで承認されている。

なお、市町村森林整備計画については、平成22年4月に策定されている。

(ウ) 実施計画

補助申請をしようとする者は、事業ヒアリングにおいて、翌年度の事業に関する実施計画を作成し、知事に提出するものとされており、本件補助金に関しては、平成24年1月19日付けで提出されている。

(エ) 事前計画

森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画を作成し、知事に提出するものとされており、本件補助金に関しては、平成24年9月7日付けで提出されている。

なお、事前計画を提出した段階で、計画の修正指示がなければ、事業主体は事業に着手するのが通例であり。事業主体である東蒲原郡森林組合は、本件作業道開設工事に平成24年10月16日に着手し、平成24年11月30日に竣工した（延長391m、幅員3.0m）。

イ 補助金交付事務

(ア) 補助金交付申請

a 申請時期

申請者は、原則として事業の終了後、補助金交付申請を行うものとされており（以下「事後申請」という。）、本件補助金に関しては、平成24年12月20日付けで提出されている。

なお、新潟県民有林造林事業における補助金の交付申請において、事後申請方式を原則としているのは、以下の理由による。

(a) 造林事業の計画要望は、自然的、技術的条件と森林所有者の経済的事情等に左右され、実施段階までに内容が非常に変動しやすく、他の公共事業に比べ精度の高い計画をたてるのが困難であること。

(b) 1箇所あたりの事業規模（面積、補助金額）が小さく、一方で交付件数が非常に多く、事前に

交付決定を行うと、交付決定後に多数の変更交付決定手続が必要となることが予測され、事務量が膨大となり、事務処理をこなすことが困難であること。

(c) 積雪期には作業できない季節性の強い事業であるため、短期間に事業、事務が集中し、事前交付決定の方式によると作業のできる期間を逃してしまうおそれがあること。

b 補助金交付申請書の添付書類

(a) 施業箇所位置図

施行地の位置を示した5万分の1地形図又はこれに準ずるもの

(b) 施業図

5千分の1の森林計画図等に施行地を示したもの

(c) 申請内訳書

事業主体としての要件を満たしていることを確認するため、特定間伐等促進計画及び集約化実施計画の番号等が記載されている。

(d) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表

(e) 実行経費内訳書

(f) 森林作業道整備線形図

(g) 受委託契約書の写し等

事業主体が森林所有者でない場合において、当該事業を実施する権限を有していることを竣工検査で確認することとされており、森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は、受委託契約書の写し等を添付する必要がある。

(h) 出来形管理に基づく出来高設計書

(イ) 検査

a 補助金交付申請書の提出があった場合は当該施行地の検査を行うこととされており、県が実施する森林作業道の竣工検査の内容は以下のとおりとなっている。

(a) 書類検査

補助金交付申請書の添付書類のほか、出来形管理図面及び工事写真等を確認することとする。

なお、造林地（施行地）の森林所有者及び地番を森林経営計画、森林施業計画、土地課税台帳又は不動産登記簿等により確認することとされており、本件作業道に関しては、森林簿により確認している。

(b) 現地検査

出来形管理図面及び出来形設計書と現地を対比し、出来形を確認することとする。

なお、現地検査にあたっては、新潟県森林作業道作設指針に即して森林作業道が適切な施工方法により耐久性のある構造等となっているかを主眼に検査することとする。

b 検査員は検査の結果について、検査復命書にとりまとめることとされており、(a)書類検査及び(b)現地検査については、事業主体から提出のあった森林作業道台帳の写し（検査用）に検査内容等を記入することとし、検査内訳書として添付することとされている。

c 本件補助金では、平成25年1月22日付けで書類検査が行われ、平成24年12月10日に実施した現地検査と合わせて、補助金の目的に従って適正に執行されているものと認められ、平成25年2月15日付で津川地区振興事務所から林政課へ検査結果復命書が提出された。

交付決定の要件及び審査結果

交付決定の要件	審査結果
1 特定間伐等促進計画、森林環境保全整備事業計画に適合しているか	適正
2 実施計画を作成し提出しているか	適正
3 事前計画を作成し提出しているか	適正
4 事業主体は事業の終了後速やかに提出期限内に補助金の交付申請を行っているか。	適正
5 補助金交付申請書（添付書類）は適切であるか （書類検査）	適正
（1）申請内訳書	適正
（2）施業箇所位置図	適正

(3) 施業図	適正
(4) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表	適正
(5) 実行経費内訳書	適正
(6) 森林作業道整備線形図	適正
(7) 受委託契約書の写し（事業を実施する権限を有しているか）	適正
(8) 出来高設計書	適正
6 出来形管理図面等と現地の対比、規格・構造等は適切であるか（現地検査）	適正

(ウ) 補助金の算出

林政課は、竣工検査の結果に基づき査定を行い、平成25年2月15日付けで以下のとおり補助金の算出を行った。

$$\text{標準経費} \times \text{査定係数} \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

$$1,763,946\text{円} \times 170/100 \times 4/10 = 1,199,480\text{円}$$

(エ) 補助金の交付決定（支出負担行為の決定）及び補助金交付決定通知

a 林政課は、補助金の算出結果に基づき、補助金の交付決定（支出負担行為の決定）を平成25年2月20日付けで行った。

b 林政課は、決定した補助金の額を補助金査定調査にとりまとめ、平成25年2月25日付けで申請者に通知した。

なお、当該通知には、次の交付条件が付されていた。

補助金の交付を受けた事業と一体的に施業すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(オ) 実績報告と概算払請求書の提出

東蒲原郡森林組合は、本件補助金に係る実績報告書とともに概算払請求書を平成25年2月26日付けで津川地区振興事務所へ提出した。

(カ) 補助金の支出命令、支払

東蒲原郡森林組合からの概算払請求を受け、平成25年2月27日付けで支出命令が行われ、平成25年3月11日付けで東蒲原郡森林組合の口座に振り込まれた。

(キ) 額の確定

国の森林環境保全直接支援事業補助金の交付決定を受けて、県は東蒲原郡森林組合に対し、本件補助金の額を確定し、平成25年10月29日付けで通知した。

2 監査対象機関の見解

(1) 本件補助金に係る交付決定時の判断について

本件補助金の交付決定に際しては、上記1(1)イ(イ)のとおり、竣工検査を実施し、書類検査においては、補助金交付申請書に添付する書類等の提出を確認し、書類の様式や記載内容に不備はないものと認められ、また、現地検査においても、補助金交付申請書及び添付書類どおり開設されていることを確認している。

よって、本件補助金交付申請は適正に行われたと判断し、県において補助金の算出をした上で交付決定をしたものであり、その判断は適正である。

なお、本件作業道の現地検査（確認）は、補助金交付申請前の平成24年12月10日に行われている。これは、本件作業道が、事業の実施時期及び補助金の交付申請期限（平成24年12月20日）を考えると、補助金交付申請後では降雪期と重なり現地検査ができなくなることが明らかであり、かつ、標準工事以外に急こう配区間に必要なコンクリート路面工を施工する等補助金が加算される工事があったことから、東蒲原郡森林組合の求めに応じて、補助金交付申請書に添付される出来形書類等をもとに実施したものである。

(2) 請求人の主張に対する監査対象機関の判断

ア 本件作業道の位置、法線について

(ア) 請求人は、事業の計画図は正確でない、作業道は私の親の土地だけ通過し他の所有者の土地へ延びていない、契約書の地番と交付決定の地番が異なる、作業道の始点は大きく異なる等と主張している。

(イ) しかしながら、本件作業道の始点を現地において計測し確認したところ、補助金交付申請書に添付された施業図等と現地に交付決定に影響を及ぼすようなずれはなく、一方、請求人が本件請求で作成、

提出した図面は正確性を欠いている。

また、本件作業道は、同意書に記載された複数の所有者の土地を通過しており、県が保有する森林簿、森林計画図でも確認している。契約書の地番と交付決定の地番の相違は、本件作業道の中央地点の地番を表示するか起点の地番を表示するかによるもので、誤りではない。

イ 本件作業道の必要性、間伐等の必要性について

(ア) 請求人は、他の方の森林には立木が存在しないため作業道を造成する必要がない、森林組合長の所有する森林のために補助金が流用されている、県道、林道脇で必要のない作業道である、整備の必要のない森林、乱伐である等と主張している。

(イ) しかしながら、本件作業道は、特定間伐等促進計画で108林班6小班4.27ヘクタールの間伐を対象として開設されたものであり、受益者は特定個人に限定されていない。県道、林道を利用するだけでは効率的に間伐材の搬出等はできないし、また、奥地の間伐などに当たり高性能林業機械の活用が可能なルート設定となっている。森林簿にはスギが記載されており、現地においてもスギが生育していることを確認している。平成14年度以降、間伐が実施されていない区域であり、間伐は必要である。

ウ 本件作業道整備に関する森林所有者との合意形成について

(ア) 請求人は、「同意書に記載された方からの証言」等に基づき、補助金交付申請書の添付書類である森林所有者の同意書類について、所有者等は森林組合に押印だけを求められた、本人が正しく(理解して)押印したのはほとんどない、同意書の所有者名は正しくない等とし、虚偽であると主張している。

(イ) しかしながら、本件請求を受けて森林組合へ確認したところ、同意書における合意形成について、個別訪問等で各森林所有者等から同意を得たとしており、同意書の所有者欄が故人名義のものは、森林簿上の所有者又は相続人から同意を得たと主張している。このため、請求人の主張とは相反したものとなっており、請求人の主張が真実であるかどうかは確認できない。

なお、請求人は、契約代表である区長は平成25年1月17日に押印していることから、「同意書」と「契約書」がないまま施行されていたと主張しているが、森林組合は、同意は作業道の開設前に得たと主張しており、県の交付決定の書類検査においても「同意書」と「契約書」を確認している。

エ その他

(ア) 請求人は、何も書類等を交わす事もなく冬期間に施業(9~3月)され、私有財産の森林を大量に伐採、売却された、92.7万円もの事業費を自家のみに負担させようとしている、津川事務所に平成25年6月に問い合わせた際、文書で「事務手続きに省略化や書類上の不備があったので、今後指導する」と回答があった、「平成25年6月時点では、県の整備事業がない」ということでした、作業道を作った後に、補助金が交付されるよう書類を作成し、操作したと考えられる等と主張している。

(イ) しかしながら、森林作業道の開設に当たり、具体的にどの樹木を伐採するか、伐採の時期及び量等は、事業主体と森林所有者間の問題であり、森林作業道開設に係る地元負担分の経費についても同様である。「事務手続きに省略化や書類上の不備があったので、今後指導する」という津川地区振興事務所の回答は、森林組合と森林所有者間の契約締結後の具体的な森林整備を行うための条件に関するものであり、「平成25年6月時点では、県の整備事業がない」という回答は、請求人からの「森林整備活動支援交付金」に関する照会に対してのものであり、本件補助金に係るものではない。新潟県民有林造林事業は、「事後申請」方式を原則としており、森林作業道を開設した後、その出来形により申請をする仕組みであり、請求人の主張は、いずれも本件補助金の交付決定に影響を与えるものではない。

(3) 本件請求に対する監査対象機関の見解

ア 本件補助金に係る交付決定に関する見解

今回、請求人から「同意書」を始めとする補助金交付申請に係る書類への疑義が呈されたことから、その内容について、津川地区振興事務所及び同事務所を通じて申請者である東蒲原郡森林組合に確認した。

その結果は、上記(2)に記載のとおり、本件補助事業における「同意書」等の森林所有者との合意形成については、請求人の主張とは相反する主張が述べられた。

したがって、請求人の主張が真実であるとは判定できないことから、「同意書」等の交付申請書類としての有効性を覆すものではなく、交付決定を取り消す必要はないものとする。

イ 本件補助金に係る交付目的達成見込みに関する見解

本件補助事業は、単に森林作業道を作ることが目的ではなく、森林作業道を利用して行われる間伐等の施業を通じて森林整備を進め、計画区域全体の森林環境の保全を図ることを目的としている。

本件補助事業においては、所定の期間内に間伐等の施業が実施されることにより目的は達成されるも

のと考える。

3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し次のとおり判断する。

(1) 本件補助金に係る交付手続の有効性について

請求人は、本件補助金に係る交付申請書の添付書類が虚偽であり、正しく認めるに値しない等と主張している。

しかしながら、本件補助金の交付決定の際における検査で、本件作業道に係る関係図面と現地とに看過しえない不整合があるとか、本件作業道の整備について森林所有者の同意がないことが申請関係書類上明白であるのにこれを看過して交付決定がされたというような事情は認められない。また、林政課が、請求人が事実証明書として添付した「同意書に記載された方からの証言」等に関して、事業主体である東蒲原郡森林組合に本件作業道の整備に係る合意形成について確認した結果、補助金交付申請書に添付された書類の有効性を覆すものではないと判断したことは、合理性を欠くとはいえず是認される。

(2) 本件補助金に係る交付目的違反の有無について

請求人は、東蒲原郡森林組合長所有の森林整備にのみ本件補助金が流用され、森林環境保全整備としての補助金の目的とは異なる等と主張している。

しかしながら、本件作業道は、森林環境の保全を目的として特定間伐等促進計画に基づき4.27ヘクタールの間伐を一体的な施業として事前計画に沿って整備されたものであり、交付決定の際における検査で、現地確認を経て補助目的に適合すると認められ、また、交付決定に付された交付条件に反して所定の期間内に本件作業道を利用した間伐が行われる見込みがない等の特段の事情も認められないことからすれば、林政課の所定の期間内に森林施業が実施されることにより補助の目的が達成されるとの判断は、是認される。

(3) 請求人のその他の主張について

請求人は、(1)、(2)のほか、私有財産の森林を大量に伐採、売却されたこと等を主張しているが、いずれも森林組合と請求人との契約上の疑義等であり、監査の対象である本件補助金の交付決定に影響を与えるものとは認められない。

以上のことから、監査の対象である本件補助金の交付決定をしたこと又は交付決定を取り消さないことが違法又は不当なものとはいえず、請求人の主張については、理由がないものと判断する。